2026年　4月 1日

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月１日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、
毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に
支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられています。（法第23条5項）
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

■株式会社　アビリティセンター

〒610-0121　京都府城陽市寺田正道9-11　　対象期間　令和8年4月1日～令和9年3月31日

派遣労働者の数	49人（令和8年4月1日現在）
派遣先の数	7社
派遣料金の1人あたりの平均額	16,000円（1日8時間当たり換算）
派遣社員の賃金の平均	10,886円（1日8時間当たり換算）
マージン率	33.2%
教育訓練に関する事項	入社時研修として社会人基礎、マナー研修を実施しています。業務内容に応じてパソコン基礎訓練、作業内容の基礎訓練等を実施しています。教育訓練を有給・無償にて実施します。
その他参考事項	派遣でご就業いただく際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。また、対象となる方には、産前産後休暇・育児休業・介護休業の制度もご利用可能です。
労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2026年4月1日～2027年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	本社事業所　0120-633-355

【マージン率の内訳】

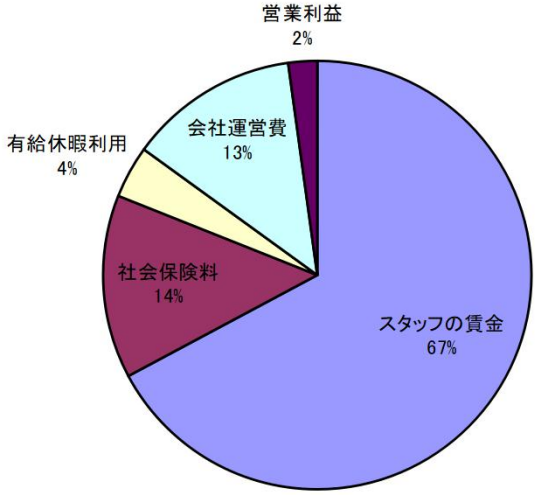

一番多くを占めるのがスタッフの給与で料金総額の約67％です。
次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの
社会保険料が約14％となります。また、スタッフの有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間に
ついての料金請求はできませんが、会社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払いが生じる
その引当分としての費用が含まれています。
その他、会社営業担当者やコーディネーターなどの人件費、募集費等をはじめとする諸経費が
かかることから、これらすべてを差し引いた残り約2.0％程度が会社の営業利益となります。